平成２６年（フ）第１８６号
長野県中野市東山４番38号
債務者　米澤　久江
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第８７８号
大阪府南河内郡河南町さくら坂４丁目５番11号
債務者　阪口　元
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８９３号
大阪府松原市西野々１丁目13番９号
債務者　長友　隆弘（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９３８号
堺市北区船堂町１丁10番12号、前住所大阪市住吉区苅田８丁目２番32号
債務者　中山　修（旧姓宝住）
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９４７号
大阪府松原市河合１丁目12番９号
債務者　岸谷　温子
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９５８号
大阪府大阪狭山市茱萸木５丁目1934番地の31
債務者　浦崎　晃生
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９５９号
大阪府大阪狭山市茱萸木５丁目1934番地の31
債務者　浦崎　次子
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３７２号
奈良県大和郡山市筒井町1555番地３　レオパレス裕202号
債務者　髙以良怜史（旧姓白木）
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１４１号
島根県安来市島田町311番地１
債務者　細田　英之
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９９号
宮崎県延岡市桜ケ丘３丁目7104番地２　市営住宅58―１―５―74
債務者　赤木　由美
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第１００号
宮崎県延岡市山下町２丁目１―17　コーポ米屋206、住民票上の住所宮崎県延岡市土々呂町１丁目２番地63
債務者　高橋真由美
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第１０２号
宮崎県日向市大王町１丁目41番地　三輪ハイツ102号、前住所宮崎県日向市大字日知屋15863番地20
債務者　深田　美香
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第５９０号
埼玉県所沢市大字荒幡909番地の１　クレールメゾン202
債務者　中村　みえ
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第５０号
山梨県上野原市桐原7081番地
債務者　石井　亜弥
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２６年（フ）第５２号
山梨県大月市富浜町鳥沢2012番地５
債務者　安藤　勝男
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２６年（フ）第１３０号
岐阜県養老郡養老町石畑1375番地５　ヴィーブル養老102号
債務者　吉田　敏子
1　決定年月日時　平成26年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第３５３号
静岡県田方郡函南町平井358番地の６
債務者　盛合　道広
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係